

広島県告示第七百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年七月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

所在地	広島県広島市佐伯区美鈴が丘南一丁目地内		
土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	石内川支川 (六二隣c)
土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	次の図のとおり
	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	
	第三号土砂災害警戒区域の指定区域に砂災害防止対策を施行するものとして、第三号		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。